

IV 調查票

れいわ ねんど
令和2年度
けんみんいしきちょうさ
男女共同参画に関する県民意識調査

ちゅうさ
調査のお願い

皆様には、白鶴から、和歌山県政に御協力をいただき、ありがとうございます。本県では、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組んでいるところです。この調査は、県民の皆様が男女共同参画に対する考えや意見を把握し、今後の施策を検討する上での資料とするために実施します。調査対象は、県内にお住まいの20歳以上の男女各1,500人を市町村の住民基本台帳から無作為に選んでいます。アンケート用紙にあなたのお名前を記入していただく必要はありません。また、回答していただいた内容を本調査の目的以外に利用することはありません。お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和2年8月 和歌山県

ちゅうさ
記入にあたってのお願い

- この調査は個人を対象としていますので、あて名の芳名自身が記入してください。本人による記入が困難な場合は、御家族などが聞き取って代筆をお願いします。
- 回答は、筆色又は青色のボールペンや鉛筆で、この調査票に直接記入してください。
- 回答は、問1から順に、質問ごとに用意した回答の中から、あなたの考えにあてはまる番号に○印をつけてください。「その他」にあてはまる場合は、()内に具体的な内容を記入してください。
- 質問によっては、ある条件に該当する方だけに回答していただくものがありますが、その場合は説明に従ってお答えください。
- 回答が終わりましたら、アンケート用紙を筒封の返信用封筒に入れて、**令和2年9月4日(金)**までに切手を貼らずに投函してください。(アンケート用紙、返信用封筒に、お名前、郵便住所を記入していただく必要はありません。)

この調査についてのお問い合わせ先

わからないことがあれば御連絡ください

和歌山県 青少年・男女共同参画課
電話：073-441-2510 ファックス：073-441-2501
〒640-8585 和歌山市小松原道1-1

じしん ごかぞく
あなた自身とあなたの御家族について

F 1 あなたの性別をお答えください。

1 女性	3 その他 ()
2 男性	4 回答しない

F 2 あなたの年齢をお答えください。(令和2年4月1日現在) (1つだけ○印)

1 20～29歳	4 50～59歳
2 30～39歳	5 60～69歳
3 40～49歳	6 70歳以上

F 3 あなたが現在生活している御家庭の家族構成をお答えください。(1つだけ○印)

1 一人ぐらし (単身世帯)	4 祖父母と親と子など (3世代世帯)
2 夫婦のみ	5 その他 (員別)
3 親と子など (2世代世帯)	

F 4 あなたは結婚していますか。＊結婚には事実婚を含みます。(1つだけ○印)

1 結婚している
2 過去に結婚していたが、離別または死別した
3 結婚していない

→ F 4-1 御夫婦の職業の有無をお答えください。(1つだけ○印)

＊職業とは収入を伴う仕事のこと。パート・アルバイトを含みます。

1 どちらも職業がある	3 配偶者のみ職業がある
2 自分のみ職業がある	4 どちらも職業がない

F 5 あなたには子供がいますか。(1つだけ○印)

1 いる	2 いない
------	-------

→ F 5-1 一番年のお子さんは、現在のどちらにあてはまりますか。(1つだけ○印)

1 6歳未満	2 6歳以上
--------	--------

F 6 あなたの職業をお答えください。(1つだけ○印)

1 農林漁業	1 自営業主
2 商工サービス業	2 自営業 (自由業等)
3 その他の自営業 (自由業等)	3 家族従事者
4 農林漁業	4 会社などの役員
5 商工サービス業	5 常勤の勤め (社員等)
6 その他の家族従事者	6 非常勤の勤め (パート、アルバイト)
7 会社などの役員	7 専業主婦・主夫
8 常勤の勤め (社員等)	8 学生
9 非常勤の勤め (パート、アルバイト)	9 その他
10 専業主婦・主夫	
11 学生	
12 その他	

F 7 あなたの最終学歴をお答えください。中途退学の場合は最後に卒業した学校、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。(1つだけ○印)

1 中学校	5 大学
2 高等学校	6 大学院
3 専門学校、各種学校	7 その他 ()
4 短期大学、高等専門学校	

F 8 あなたのお住まいの地域をお答えください。(1つだけ○印)

1 和歌山市	5 有田市・有田郡
2 海南市・紀美野町	6 御坊市・日高郡
3 岩出市・紀の川市	7 田辺市・西牟婁郡
4 橋本市・伊都郡	8 新宮市・東牟婁郡

男女平等意識について

問1 あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(①～⑧の項目それぞれについて、1つだけ○印)

	男性のほごが 優遇されている	男性のほごが 非常に優遇されている	どちらかといえば 平等である	女性のほごが 優遇されている	女性のほごが 非常に優遇されている	わからない
(例)選挙権においては	1	2	3	4	5	6
①家庭生活では	1	2	3	4	5	6
②職場では	1	2	3	4	5	6
③学校教習の場では	1	2	3	4	5	6
④地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
⑤社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
⑥法律や制度のうえでは	1	2	3	4	5	6
⑦政治の場では	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体では	1	2	3	4	5	6

問2 「男は仕事、女は家庭」など、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか。(1つだけ○印)

1 賛成である
2 どちらかといえば賛成である
3 どちらかといえば反対である
4 反対である

問3 以下の内容について、あなたの意見に近いものはどれですか。

(①～⑧の項目それぞれについて、1つだけ○印)

自然は大切に するほうがよい	1	2	3	4	5
① 子供の病気や学校行事のために働く母親が有給休暇を取るの は当然だ	1	2	3	4	5
② 女性はあまり昇進を望まない	1	2	3	4	5
③ 男性の方が車の運転が上手い	1	2	3	4	5
④ 女性は細やかな気遣いができて気が利く	1	2	3	4	5
⑤ 小さな子供がいる働く女性には、なるべく出張のない業務を割り当てるべきだ	1	2	3	4	5
⑥ 来客の受けやお茶出しなどを男性が行うのは違和感がある	1	2	3	4	5
⑦ 女性を一人で出張させるのはかわいそうだ	1	2	3	4	5
⑧ 男性は家事が下手だ	1	2	3	4	5

かていせいいかつ
家庭生活について

問4 あなたの普段（平日と休日）の生活時間について、1日に費やす時間はどのくらいですか。

(①～⑥の項目それぞれについて、1つだけ○印)

	該当しない		全くない		1時間未満	2時間未満	1時間以上	5時間未満	2時間以上	8時間未満	5時間以上	12時間未満	8時間以上	12時間以上
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
(回答例)	1	2	3	4	5	6	7	8						
① 家事	1	2	3	4	5	6	7	8						
② 育児・子育て	1	2	3	4	5	6	7	8						
③ 介護	1	2	3	4	5	6	7	8						
④ 収入を得る仕事	1	2	3	4	5	6	7	8						
⑤ 地域活動	1	2	3	4	5	6	7	8						
⑥ 余暇や娯楽・趣味	1	2	3	4	5	6	7	8						

問5 問4で回答された生活時間について、あなたの考える理想の時間より短いと思うものはどれですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 家事	3 介護	5 地域活動	7 特におし
2 育児・子育て	4 収入を得る仕事	6 余暇や娯楽・趣味	

問6 男性が家事、育児、介護に積極的に参加していくために必要なことは何だと思いますか。

(3つまでに○印)

- 1 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること
- 2 社会の中で、男性も家事、育児、介護などをするのが当たり前だという考え方を普及させること
- 3 労働時間短縮や休暇制度を充実させ、仕事以外の時間をより多く持つようにすること
- 4 まわりの人が夫婦の役割分担意識等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 男性が家事などについて関心を高めるような啓発や情報提供をすること
- 6 仕事と生活の両立等の問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 7 公民館や、男女共同参画センター等で講座等を開催し、男性が家事、育児、介護などの技術を習得できるようにすること
- 8 その他 (具体的に)
- 9 わからない

問7 現在、あなたの家庭に介護が必要な方がおられる場合、その方の介護は主にどなたがしていますか。 ※介護が必要な方からみられた続柄をお答えください。(1つだけに○印)

- 1 父
- 2 母
- 3 兄弟
- 4 姉妹
- 5 実
- 6 妻
- 7 息子
- 8 娘
- 9 息子の妻
- 10 娘の夫
- 11 ヘルパー等の介護従事者
- 12 施設で介護をしている
- 13 その他 (具体的に)
- 14 介護が必要な人はいない

子育てや子供の教育について

問8 (1) あなたの理想とする子供の数は何人ですか。(1つだけに○印)

- | | | | | | |
|------|------|------|--------|------|---------|
| 1 1人 | 2 2人 | 3 3人 | 4 4人以上 | 5 0人 | 6 わからない |
|------|------|------|--------|------|---------|

(2) 実際の子供の数は何人ですか。(1つだけに○印)

- | | | | | |
|------|------|------|--------|------|
| 1 1人 | 2 2人 | 3 3人 | 4 4人以上 | 5 0人 |
|------|------|------|--------|------|

問9 最近、生まれてくる子供の数が減っています。それはなぜだと思いますか。(3つまでに○印)

- 1 子育てよりも自分や夫婦の生活を大切にしたい夫婦が増えたから
- 2 少ない人数の子供を余裕を持って育てたい夫婦が増えたから
- 3 子育てへの不安など、精神的な負担が大きいため
- 4 子育てのための体力的負担が大きいため
- 5 子育て・教育のための経済的負担が大きいため
- 6 育児・子育てに関して、家族や周囲の理解や協力が不十分だから
- 7 身近なところに子育てのことを気軽に相談できる相手がいらないから
- 8 結婚をしない男女間の子供(婚外子)に対する差別や偏見があるから
- 9 住宅事情がよくないから
- 10 経済的に自立できない若者が増えたから
- 11 出産や子育てと仕事を両立するための職場環境の整備が不十分だから
- 12 保育施設や子育てに対する社会的施策が不十分だから
- 13 結婚年齢が高くなったたり、結婚しない人が増えたから
- 14 その他 (具体的に)

問10 子育てについて、あなたの意見に近いものはどれですか。

(①～⑨の項それぞれについて、1つだけ○印)

その通り	どちらかといえは	どちらかといえは	その通り	わからない
	①	2	3	5
① 自然は大切にするのがよい	1	2	3	5
② 子供が小さいうちは、母親は育児に専念したほうがよい	1	2	3	5
③ 子供の世話の大部分は、父親にもできる	1	2	3	5
④ 親が仕事をするために、子育て支援サービスを活用してもよい	1	2	3	5
⑤ 子供は、性別にかかわらず個性を伸ばすほうがよい	1	2	3	5
⑥ 男の子は男らしく、女の子は女らしくつけるのがよい	1	2	3	5
⑦ 男の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	5
⑧ 女の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	5
⑨ 男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	5
⑩ 女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	5

問11 男女平等教育をすすめるために、学校にどのようなことを期待しますか。(3つまでに○印)

1 学校生活の中で性別による役割分担を解消する	
2 男女の区別なく能力や個性を尊重した進路指導を行う (例：「男だから4年制大学へ、女だから短大へ」といった進路指導をやめるなど)	
3 人権尊重、男女平等等についての教育を推進する	
4 「性」が人間の尊厳に関わることへの教育を充実する (例：小学校の低学年から年齢に応じた性教育を行うなど)	
5 男女がともに社会参画する視点からの職業体験や地域活動へ参加する	
6 男女それぞれの意見を尊重するような生徒指導を強化する	
7 教職員自身の男女平等教育への意識改革を行うよう、研修機会を充実する	
8 学校全体で、男女平等教育に取り組む体制をつくる	
9 校長や教頭へ女性を積極的に登用する	
10 PTA研修などで男女平等教育への保護者の理解と協力を得る	
11 その他(具体的に)	
12 わからない	

就業について

問12 次にあげる就職と結婚、出産を中心にした「女性」の生き方について、あなたはどの考えに近いですか。

※なお、未婚の方は結婚したと仮定した上で、お答えください。

(1) 理想の(理想としていた)生き方 (1つだけ○印)

女性の方へ：実際にできる、できないは別にして、あなただの理想とする生き方を選んでください。
男性の方へ：あなたの妻(パートナー)の生き方として、本来こうあってほしいと思う生き方を選んでください。

【女性の生き方】※ここでの職業とは、収入を得る仕事のことです。

- 結婚や出産にかかわらず、職業を持つ
- 結婚までは職業を持つが、結婚後は持たない
- 出産までは職業を持つが、出産後は持たない
- 結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ
- 結婚または出産後、初めて職業を持つ
- 一生職業を持たない
- わからない
- その他(具体的に)

(2) 実際になりそうな(現実にならなっている)生き方 (1つだけ○印)

女性の方へ：あなたの生き方は(将来も含めて)、実際にはどのようになりそうですか。
男性の方へ：あなたの妻(パートナー)の生き方は、実際にはどのようになりそうですか。

【女性の生き方】※ここでの職業とは、収入を得る仕事のことです。

- 結婚や出産にかかわらず、職業を持つ
- 結婚までは職業を持つが、結婚後は持たない
- 出産までは職業を持つが、出産後は持たない
- 結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ
- 結婚または出産後、初めて職業を持つ
- 一生職業を持たない
- わからない
- その他(具体的に)

問13 あなたの職場で、女性と男性は平等でないと思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○印)
 ※過去に就労し、現在は就労していない方は、過去の職場についてお答えください。

- | | |
|----------------------------|--|
| 1 賃金 | |
| 2 採用 | |
| 3 昇進・昇給 | |
| 4 能力評価 | |
| 5 仕事の内容・配置場所 | |
| 6 仕事に対する責任の求められ方 | |
| 7 企画会議などの意思決定の場への参加機会 | |
| 8 幹部への登用の機会 | |
| 9 研修の機会や内容 | |
| 10 有給休暇や育児休業・介護休業等の取得のしやすさ | |
| 11 継続就労のしやすさ | |
| 12 その他 (具体的に) | |
| 13 特になし | |
| 14 わからない | |
| 15 就労したことがない | |

問14 女性が結婚後、出産後も継続的に就労するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
 (3つまでに○印)

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1 育児・介護休業などの休暇制度を利用しやすい職場環境づくりの推進 | |
| 2 労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入 | |
| 3 長時間労働の解消 | |
| 4 職場における女性活躍方針の明確化と男女の機会均等 | |
| 5 技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実 | |
| 6 子育てや介護のための施設や支援の充実 | |
| 7 女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力 | |
| 8 家事や子育て、介護等への男性の参加 | |
| 9 その他 (具体的に) | |
| 10 特になし | |

問15 あなたは、管理職以上に昇進することにどのようなイメージを持っていますか。
 (あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|--------------------|--|
| 1 やりがいのある仕事ができる | |
| 2 能力が認められた結果である | |
| 3 賃金が上がる | |
| 4 家族や周囲から評価される | |
| 5 自分が決定できる事柄が多くなる | |
| 6 責任が増える | |
| 7 やるべき仕事が増える | |
| 8 姑みなどで周囲に定を引っ張られる | |
| 9 仕事と家庭の両立が困難になる | |
| 10 その他 (具体的に) | |
| 11 特になし | |

問16 結婚や出産のために退職した女性が、再就職するために必要だと思うものは何ですか。
 (3つまでに○印)

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1 家族の理解や家事・育児などへの参加 | |
| 2 子供や介護を必要とする人を預かってくれる施設の充実 | |
| 3 女性の再就職などに関する相談窓口の充実 | |
| 4 技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実 | |
| 5 休暇制度を利用しやすい職場環境の整備 | |
| 6 労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の充実 | |
| 7 再就職のみを対象とした合同企業説明会などのマッチングの機会 | |
| 8 その他 (具体的に) | |
| 9 特になし | |



【現在、職業(収入を得る仕事)を持っていない方にお聞きします。】

※ 現在、職業を持っている方は問18へお進みください。

問17 あなたは今後、適当な仕事があれば働きたいと思いませんか。(1つだけ○印)

1 今すぐに働きたい	→	問18へお進みください
2 将来的には働きたい		
3 働きたいと思わない		

問17-1 働くとしたら、どのような形で働きたいですか。(1つだけ○印)

1 正社員(正職員))
2 派遣社員	
3 パートタイム、アルバイト、嘱託	
4 自分で事業経営	
5 家業の手伝い	
6 家での内職	
7 その他(具体的に)	
8 わからない	

問18 男性が育児休業や介護休業、時短勤務を取得することについてどのように思いますか。

(それぞれ1つだけに○印)

	積極的に 取得した方がよい	どちらかといえば 取得した方がよい	どちらかといえば 取得しない方がよい	取得しない方がよい	わからない
① 育児休業	1	2	3	4	5
② 介護休業	1	2	3	4	5
③ 時短勤務	1	2	3	4	5

○育児・介護休業法(※)に基づき、一定の要件のもと、男性も女性も育児休業、介護休業を取得することができ、時短勤務制度を利用することができます。

※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

社会活動、地域活動等について

問19 あなたが現在参加している社会活動、地域活動をお答えください。(あてはまるものすべてに○印)

1 町内会、自治会・PTA活動)
2 子どもなどの青少年育成活動や子育て支援活動	
3 社会福祉に関する活動	
4 消費者団体・消費生活グループの活動	
5 趣味・スポーツ・文化・教養等の活動	
6 国際交流・国際親善に関する活動	
7 自然保護・環境保全に関する活動	
8 まちづくりなどの市民活動	
9 政党・労働組合などの活動	
10 その他(具体的に)	
11 いずれにも参加していない	

問20 あなたが社会活動、地域活動を行う上で、どのようなことが問題になると思いますか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 時間がない(仕事・家事・子育て・介護で忙しい))
2 育児・介護を頼める所(人)がない	
3 健康や体力に自信がない	
4 身近な所に活動する場所がない	
5 経済的に余裕がない	
6 配偶者や家族の理解が得られない	
7 職場の上司や同僚の理解が得られない	
8 リーダーや代表者になると責任が重すぎる	
9 どこどのような活動があるのかを知らない	
10 その他(具体的に)	
11 特に問題はない	
12 活動自体したくない	

人権、DV（配偶者等からの暴力）について

問21 防災・災害対策における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思うものをお答えください。(①～⑦の項目それぞれについて1つだけに○印)

特に必要なもの	必要とする	必要でない	どちらともいえない	
(例)人権を守る意識を高める	①	2	3	4
① 防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う (例：防災会議構成員への女性の積極的な登用)	1	2	3	4
② 女性消防職員・警察官・自衛官を積極的に採用する (例：災害復興時における女性消防職員等の適正配置)	1	2	3	4
③ 避難所の設置・運営に配慮する (例：トイレ、更衣室の確保等)	1	2	3	4
④ 避難所に女性の相談窓口を設置する (例：女性相談員による専門の窓口、コーナー設置)	1	2	3	4
⑤ 備蓄物資に配慮する (例：医薬品、生理用品、女性下着、介護用品の確保等)	1	2	3	4
⑥ 医療体制に配慮する (例：診療室の確保等)	1	2	3	4
⑦ 災害復興時における治安をよくする (例：夜間等の警備の強化)	1	2	3	4

問22 次のようなことが夫婦（事実婚や別居中を含む）や恋人の間で行われた場合、それを暴力であると思いますか。(①～⑬の項目それぞれについて1つだけに○印)

暴力にあたる	暴力にあたる場合もある	暴力がある場合と	暴力にあたる
(例)笑顔で話しかける	1	2	③
① 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
② 身体を傷つける可能性のある物で、なぐる	1	2	3
③ 平手でぶつ、足でける、物を投げつける	1	2	3
④ なぐるふりをしておどす	1	2	3
⑤ 物に当たる、大きな音を立ててドアを閉める	1	2	3
⑥ 嫌がるのに、性的な行為を強制する	1	2	3
⑦ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑧ 何を言っても、無視し続ける	1	2	3
⑨ 交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する	1	2	3
⑩ 実家や友人との付き合いを制限する	1	2	3
⑪ 「だれのおかげで生活できるのか」「申妻性なし」と言う	1	2	3
⑫ 大声でどなる	1	2	3
⑬ 生活費を減ささない	1	2	3
⑭ 避妊に協力しない	1	2	3
⑮ 中絶を強要する	1	2	3
⑯ 子供に危害を加えると言っておどす	1	2	3

※問23、24、26、27の配偶者には婚姻の届出を提出していない「事実婚」を含みます。

問23 あなたはこれまでに、配偶者や恋人から、次のようなことをされた経験がありますか。

(①～⑤の項目それぞれについて1つだけ○印)

何回もあつた	1	2	3
(例)花束をもらった	1	②	3
① なぐったり、けつたり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた	1	2	3
② 人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなどの精神的暴力を受けた	1	2	3
③ 友人や家族に会わせない、外出させない、手紙・メール・SNSを勝手に見るなどの社会的暴力を受けた	1	2	3
④ 生活費を渡さない、借金を強い、収入を教えないなどの経済的暴力を受けた	1	2	3
⑤ 見たくないのに、アダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなど性的暴力を受けた	1	2	3

1つでも○があれば
問24へ

すべて3に○で
あれば問27へ



【問23の①～⑤のうち、1、2にひとつでも○印をつけた方にお聞きします。】
※問23の①～⑤すべて3の方は問27へお進みください。

問24 あなたはこれまでに、問22であげたような配偶者や恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 警察
- 2 法務局、人権擁護委員、民生児童委員
- 3 配偶者暴力相談支援センター（子ども、女性・障害者相談センター）
- 4 男女共同参画のための総合的な施設（県男女共同参画センターなど）
- 5 真淳、真摯館局
- 6 市役所、町村役場
- 7 民間の機関（民間シエルター、NPO、弁護士など）
- 8 医師その他医療関係者
- 9 教員その他学校関係者
- 10 家族、親戚
- 11 友人、知人
- 12 その他（具体的に）
- 13 どこ（だれ）にも相談しなかった

【問24で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問25 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 どこ（だれ）に相談してもよいかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 加害者に「だれにも言わないとおどされたから
- 6 相談相手の態度や言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえがまんすれば、なんとかやっつけていけると思ったから
- 8 世間体が悪いから
- 9 他人を巻き込みたくなかったから
- 10 他人に知られると、これまでどおりのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 11 そのことについて悪い出し出たくなかったから
- 12 自分にも悪いところがあると思ったから
- 13 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 14 相談するほどのことではないと思ったから
- 15 その他（具体的に）

問26 あなたは、配偶者や恋人から暴力を受けたとき、どのような助けがほしいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○印)

- 1 一時的に加害者から逃れる場所の提供
- 2 警察官などによる介入
- 3 親身になって相談に応じてくれるところ
- 4 経済的自立のための就職の斡旋
- 5 加害者から離れて着るため、どちあらず必要なお金の貸与
- 6 自分と子供の心のケア
- 7 同じような悩みを抱えた人たちとの対話
- 8 加害者に対する責任追及（損害賠償など）
- 9 加害者への教育（暴力防止など）
- 10 その他（具体的に）

【すべての方にお聞きます。】

問27 配偶者や恋人の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関のうち、知っている所はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 警察
- 2 法務局、人権擁護委員、民生児童委員
- 3 配偶者暴力相談支援センター（母子・女性・障害者相談センター）
- 4 男女共同参画のための総合的な施設（県男女共同参画センターなど）
- 5 県庁、県振興局
- 6 市役所、町村役場
- 7 病院などの医療機関
- 8 民間の機関（民間シェルター、NPO、弁護士など）
- 9 相談窓口として知っているところはない

問28 次にあげることのうち、あなたがセクシュアル・ハラスメントだと思うことはどれですか。

(あてはまるものすべてに○印)

- 1 地位や権限を利用して、交際や性的な関係を強要する
- 2 相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、身体をさわる
- 3 宴席で、お酌やデューエット、ダンス等を強要する
- 4 容姿や服装に関することを繰り返し言う
- 5 相手が嫌がっているのに性的なことを話題にする
- 6 職場や学校、集会などの場でわいせつな話をする
- 7 メールや写真やポスター、カレンダーなどを人目につくところに貼る
- 8 電車やバスのなかで、メールが掲載された新聞、雑誌、携帯電話の画面を見る
- 9 「結婚はまだか」や「子供はまだか」などと、たびたび聞く
- 10 その他（具体的に）
- 11 特にない

問29 メディア（新聞・雑誌・テレビ・インターネット等）における性・暴力表現について、あなたはどのようなお考えですか。(3つまでに○印)

- 1 女性（または男性）の性的側面を過度に強調するなど、いき過ぎた表現が目立つ
- 2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
- 3 女性に対する暴力、犯罪を助長するおそれがある
- 4 そのような表現を望まない人や子供の目に触れないような配慮が足りない
- 5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
- 6 その他（具体的に）
- 7 特に問題はない
- 8 わからない

問30 性犯罪、DV（配偶者等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの行為が社会問題になっていますが、このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 家庭における男女平等や性についての教育を充実させる
- 2 学校における男女平等や性についての教育を充実させる
- 3 暴力や性に関する意識改革のための啓発をする
- 4 被害者のための窓口や相談所を充実させる
- 5 被害者を支援し、暴力に反する住民運動を盛り上げる
- 6 加害者に対するカウンセリングや更生プログラムなどを実施する
- 7 警察に被害届を出しやすい環境をつくる
- 8 法律、制度の制定や見直しを行う
- 9 犯罪の取り締まりを強化する
- 10 過激な内容の雑誌、ビデオ、ゲームソフト等の販売や貸し出しを制限する
- 11 テレビ・新聞・雑誌などのメディアが、性・暴力表現についての倫理規定を強化する
- 12 その他（具体的に）
- 13 わからない

だんじょきょうどうさくせんかくしきくどう
男女共同参画施策等について

問31 あなたは次の用語を知っていますか。(①～⑬の項目それぞれについて、1つだけに○印)

内容も含め知っている	聞いたことがある	知らない	
(例)ワールドカップ	1	2	3
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 男女雇用機会均等法	1	2	3
③ 和歌山県男女共同参画推進条例	1	2	3
④ ジェンダー (社会的性別)	1	2	3
⑤ ポジティブ・アクション (積極的格差改善措置)	1	2	3
⑥ DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	1	2	3
⑦ 和歌山県男女共同参画センター「りいふる」	1	2	3
⑧ 性暴力支援センター和歌山 (わかやま mine(マイン))	1	2	3
⑨ デートDV	1	2	3
⑩ 面前DV	1	2	3
⑪ 女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	1	2	3
⑫ ダイバーシティ	1	2	3
⑬ アンコンジャスバイアス (無意識の偏見)	1	2	3

問32 あなたが次にあげるような役割、公職において今後女性が増えるほうがよいと思うものほど教えてください。(3つまでに○印)

1 知事、市町村長	
2 国会議員、地方議会議員	
3 国家公務員・地方公務員の管理職	
4 裁判官、検察官、弁護士	
5 大学教授	
6 企業の管理職	
7 企業家、経営者	
8 自治会長、町内会長等	
9 その他 ()	
10 わからない	

問33 今後、和歌山県で男女共同参画を推進するために、県は特にどのようなことに取り組みたいと思いますか。(3つまでに○印)

1 男女平等の視点から、社会制度や慣習を見直すとともに、啓発を行う
2 農林水産業の分野において女性の意思決定の場を拡大する
3 男女平等の視点に立った教育や学習をすすめる
4 人権が尊重され、守られる社会づくりをすすめる
5 政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する
6 地域社会に男女がともに参画できるような支援する
7 国際交流・国際協力に男女がともに参画できるような支援する
8 企業における男女共同参画の取組を支援する
9 防災・災害復興における男女共同参画をすすめる
10 就労における女性の機会均等や就業環境の整備をすすめる
11 仕事と家庭の両立 (ワーク・ライフ・バランス) を支援する
12 育児・介護に対する多様な支援を充実する
13 母性保護の観点から、生涯を通じて女性の健康保持を支援する
14 高齢者や障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備をすすめる
15 DV被害者等の援助を必要とする人の自立を支援する
16 市町村における男女共同参画の取組を支援する
17 その他 (具体的に)
18 特にない

問34 和歌山県で男女共同参画をすすめるにあたって、御意見や御要望がありましたら、自由に御記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

つきよりよく
御協力ありがとうございました
記入もれがないか、もう一度お確かめのの上、同封の返信用封筒で御返送ください。(切手は不要です。)